

令和7年3月19日

入札参加者 各位

財務部契約課長
(担当：工事契約係)

現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）

令和6年3月22日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置について」を、下記のとおり一部改正いたしますので、ご確認の上、適正な配置となるようお願いいたします。

記

1 改正内容

- 特定建設業の許可を要する下請代金額の下限の引き上げ
- 専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限の引き上げ
- ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例1号）について
- 営業所技術者等と主任技術者または監理技術者の兼任について
- 現場代理人及び技術者等の直接的かつ恒常的な雇用の書類確認について

2. 改正後通知全文 別添のとおり

3. 適用日 令和7年4月1日

現場代理人及び技術者等の適正配置について

令和7年4月1日適用

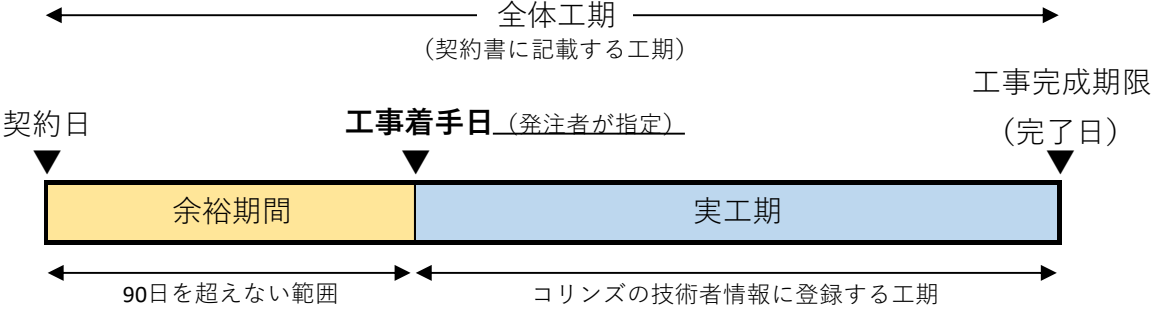
現場代理人、主任技術者又は監理技術者に関する留意事項

建設工事においては、適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下、「技術者等」という。）の配置が必要となります。また、新潟市工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）において、工事現場において運営、取締りを行う者として現場代理人の配置を求めています。

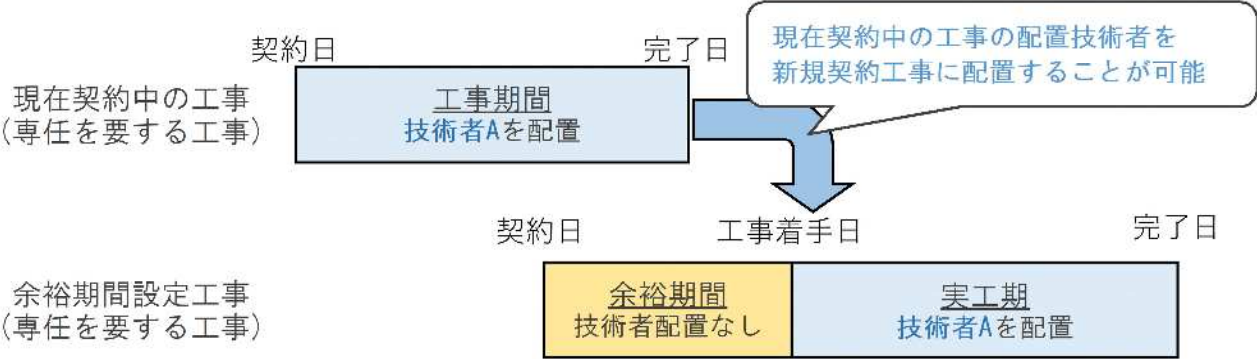
以下、本市発注工事における留意事項をまとめましたので、ご留意願います。

余裕期間設定工事における現場代理人・技術者等の配置について

本市では、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進する取り組みの一環として、令和6年2月から、建設工事における余裕期間制度を開始しました。



「余裕期間」とは、契約日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間を言います。余裕期間内は実工期外であるため、現場代理人及び技術者等の配置は不要です。実工期における現場代理人及び技術者等の配置は、従来通りです。以下の留意事項をご確認ください。なお、CORINSにおける技術者情報の従事期間は、実工期を登録してください。



1. 現場代理人について

(1) 資格要件・常駐

特別な資格は要しませんが、その職務の重大性から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを必要とします。(※「4. 現場代理人及び技術者等の確認資料について」を参照)

当該契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営や取締り等を行います。ただし、工事現場における運営や取締り等に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、工事現場における常駐を要しない場合もあります。(§ 契約約款第11条第2項・第3項)
常駐義務は「工事履行届」に記載する履行日までとします。

(2) 他の工事との現場代理人の兼任

次の①または②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認めます。ただし、1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、①または②のいずれか一方の場合のみです。

- ①本市発注の工事（新潟市水道局発注工事を含む）で、当初契約金額の合計が 9,000 万円未満の工事（1件 4,500 万円未満、工種は問わない）5件まで兼任を認めます。この場合の合計金額は、当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。
- ②本市発注の工事で、兼任する工事現場が同一または近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと工事発注所属長が認めた工事（金額の上限なし。発注時に特記仕様書等に示した工事に限る）5件まで兼任を認めます。

※現場代理人は発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとってください。

また、現場代理人は対象工事いずれかに常駐することとしてください。

※①について、市水道局発注工事と兼任する場合は、①及び水道局通知で定める条件の双方を満たす必要があります。

(3) 常駐の免除

次の①～④に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとします。ただし、常駐を免除する場合は、発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理等について、発注者と協議の上決定し、工事打合せ簿に明記してください。

- ①契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

※案件ごとに特記仕様書に常駐免除期間を明示します。現場代理人が工事現場に常駐すること

を必ずしも要しない期間であっても、他の工事の現場代理人や技術者等を兼任することはできません。

※③については、工場製作のみが行われている期間は、必ずしも工場に常駐する必要はありませんが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任を持てる体制でなければなりません。

(4) 注意事項等

正当な理由なく、取扱いを超えた兼任が発覚した場合や、常駐免除を受けずに不在とした場合は、指名停止や工事成績の減点を受ける場合があります。

2. 技術者等について

(1) 資格要件・専任

資格要件については、下記①及び②を満たす必要があります。

①直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

※「4. 現場代理人及び技術者等の確認資料について」を参照

②工事を施工するために、必要な技術者資格を有すること。

- ・主任技術者：建設業法第7条第2号による
- ・監理技術者または特例監理技術者：建設業法第15条第2号による
- ・監理技術者補佐：主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者、または監理技術者の資格を有する者

※別に定めている要件等があれば、その要件を満たす者であること。

技術者等の専任については、公共性のある施設等に関する重要な工事（請負金額4,500万円以上、建築一式工事においては9,000万円以上）に設置する技術者等は、特別な場合を除き、原則として工事ごとに専任で配置しなければなりません。

専任を要しない工事の主任技術者であれば、他の工事との兼任も可能ですが、変更により契約金額4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）を超える可能性のある工事との兼任については、行わないよう留意してください。

なお、専任義務は「工事履行届」に記載する履行日までとします。

(2) 技術者等の専任の免除

次の①～④に掲げる期間においては、技術者等の工事現場への専任を免除することができるものとします。ただし、専任を免除する場合は、いずれの場合も発注者との連絡体制の整備、現場の安全管理等について、発注者と協議の上決定し、工事打合せ簿に明記してください。

- ①契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

※①について、現場施工に着手するまで専任を求めませんが、他工事で専任を求められる技術者等である場合、当該工事の技術者等として配置できません。

※②について、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（当該工事の専任を要しない期間内に工事が完了するものに限る）の専任の技術者等として従事することができます。

※③について、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで、製作を行うことが可能である場合は、同一の技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。

（3）主任技術者の専任要件の緩和

請負金額 4,500 万円（建築一式工事においては 9,000 万円）以上に置く主任技術者については、下記①及び②を満たす場合、2 件まで兼任が可能です。

①国、県、市町村等が発注する工事であること。

※兼任する工事が他機関の発注である場合は、当該発注機関が兼任を認めた場合に限る。

②工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が 10km 程度の近接した工事であること。

【例示】

ア 工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事

例 1) A 地区国道舗装工事と A 地区市道拡幅工事

イ 施工にあたり相互に調整を要する工事

例 1) A 工事と B 工事で工事用道路を共用しており、相互に工程調整を要する

例 2) A 工事の発生土を B 工事の盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する

例 3) A 工事と B 工事で資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する

例 4) A 工事と B 工事の相当の部分を同一の下請けで施工し、相互に工程調整を要する

※専任の主任技術者に対する取扱いであって、専任の監理技術者、営業所における専任の技術者については兼任の適用対象外です。

※兼任する工事において、受注者の責によらないやむを得ない理由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、技術者の途中交代を認めます。

(4) 技術者等の専任要件の緩和

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物である場合、これらの複数の工事を一つの工事とみなして、当該技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

これは、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられるためです。この場合、当該建設業者はすべての発注者に対し、打合せ簿等で書面による承諾を得る必要があります。

なお、兼任した複数工事の下請金額が合計 5,000 万円（建築一式工事においては 8,000 万円）以上になる場合には、専任の主任技術者から監理技術者へ、配置技術者の変更が必要です。

(5) ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例1号）について

下記ア～クすべてに該当する場合、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定により、同一の主任技術者または監理技術者は複数の専任を要する工事現場を兼任することができます（専任特例 1 号）。下請企業が配置する主任技術者についても適用が可能です。

- ア 各建設工事の請負金額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- イ 建設工事の工事現場間の距離が、主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合、工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。）がおおむね 2 時間以内であること。
- ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。
- エ 主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を各工事現場に置いていること。ただし、同一の連絡員が複数工事の連絡員を兼任できるほか、当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について、直接的・恒常的な雇用関係は求めない。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者でなければならない。
- オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS または CCUS と API 連携したシステムであることが望ましい。）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- カ 下記(ア)～(エ)を記載した人員配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、建設業法第 40 条の 3 に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。
 - (ア) 当該建設業者の名称及び所在地
 - (イ) 主任技術者または監理技術者の氏名
 - (ウ) 主任技術者または監理技術者の一日あたりの時間外労働の見込み及び労働時間実績
 - (エ) 各建設工事にかかる下記 a～h の事項
 - a 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - b 当該建設工事の内容（建設工事の種類）
 - c 当該建設工事の請負代金の額

- d 工事現場間の移動時間
 - e 下請次数
 - f 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - g 施工体制を把握するための情報通信技術
 - h 現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況
- キ 主任技術者または監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システム等、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるもの）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ク 兼任する建設工事の数は 2 を超えないこと。

3. 監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任（専任特例第 2 号）について

（1）配置要件

下記①～⑥すべてに該当する場合、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定により、同一の監理技術者は複数の専任を要する工事現場を兼任することができます（専任特例 2 号）。

専任特例 1 号の適用を受けた建設工事と専任特例 2 号の適用を受けた建設 工事を兼任することはできません。また、専任特例 2 号の適用を受ける監理技術者として複数の建設工事に兼任で配置する場合は、当該建設工事ごとに監理技術者補佐を専任で配置しなければなりません。

- ① 受注者が特定共同企業体でないこと。
- ② 兼任する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事含め 2 件までであること。
※兼任する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼任を認める場合に限り。
- ③ 兼任する工事現場が、共に新潟市内であること。
- ④ 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ⑤ 監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。
- ⑥ その他、発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事でないこと。

※特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行してください。

※特例監理技術者が現場に不在の場合においても、監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を整えておく必要があります。

※監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすることが必要です。

4. 現場代理人及び技術者等の確認資料について

（1）直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人及び技術者等について、所属する会社と直接的かつ恒常的な雇用関係を証するため、下記①～⑤のいずれかの書類の写しを、「工事着手届」の提出と同時に提出または提示し、監督職員の確認を受けてください。また、一般競争入札における技術者等については、「配置予

定技術者調書」の提出と同時に、契約担当課の確認を受けてください。

なお、在籍出向者、派遣社員は直接的な雇用とは言えず、短期雇用者は恒常的な雇用とは言えません。

- ① 監理技術者資格証（表・裏）の写し ※所属企業名が記載されていること
- ② 住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ③ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ④ 所属会社による雇用証明書
- ⑤ その他、上記に準ずる雇用を確認できる書類
（源泉徴収票の写しや有効期限前の健康保険被保険者証の写しも可。）

（２）雇用確認基準日

① 現場代理人

…すべての案件で契約日の前日までに雇用関係があること

② 技術者等

・専任を要する工事（一般競争・随意契約）

…入札申込日（随意契約の場合は見積書提出日）以前に3ヶ月以上の雇用関係があること

・専任を要しない工事（一般競争入札）

…入札申込日以前に雇用関係があること

・指名競争入札

…入札執行日以前に雇用関係があること

・専任を要しない工事（随意契約）

…見積書提出日以前に雇用関係があること

（３）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

営業譲渡や会社分割をした場合、持株会社化等により企業集団を形成している場合、官公需適格組合の場合等、下記①～④のいずれかの通知に該当する場合、直接的かつ恒常的な雇用があるものとみなします。

- ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
- ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百五十七号）
- ③ 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二十六日付、国不建技第二百九十号）
- ④ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和五年三月十三日付、国土建第六百一号）

（４）技術者等の資格を証明するもの

発注者から提出を求められた際、下記の書類を提出してください。なお、監理技術者講習修了証については、監理技術者資格証の裏面で講習修了が確認できるようであれば、同修了証の写

しの提出は不要です。

① 監理技術者及び特例監理技術者

- ・ 監理技術者資格証（表・裏）の写し、及び監理技術者講習修了証の写し

② 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者）
- ・ 経歴書（実務経験による技術者の場合）

③ 監理技術者補佐

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・ 監理技術者資格証（表・裏）の写し、及び監理技術者講習修了証の写し
- ・ 建設業法で定める技術検定の合格証明書等の写し

5. 営業所技術者等の取扱いについて

（1）営業所技術者等とは

営業所技術者または特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）し、その職務に従事することが求められます。

（2）現場代理人及び専任を要しない技術者等との兼任について

現場代理人及び技術者等は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼任はできません。ただし、下記①及び②の要件を満たした場合は、現場代理人または専任を要しない技術者等と兼任することができます。

- ① 当該事務所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。

（3）営業所技術者等と主任技術者または監理技術者の兼任について

下記①～③いずれかに該当する場合、特定営業所技術者は主任技術者または監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼任することができます。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書において定められた同項第 1 号による「専任特例 1 号」、同項第 2 号による「専任特例 2 号」を活用する場合を除くほか、①～③の併用はできません。

① 主任技術者または監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（建設業法第 26 条の 5）で、以下ア～コすべてに該当する場合

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 兼任する建設工事の数が 1 以下であること。
- ウ 兼任する建設工事の請負金額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。

- エ 営業所と工事現場間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合、営業所と工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。）がおおむね2時間以内であること。
- オ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- カ 営業所技術者等との連絡員を営業所及び工事現場に置いていること。ただし、同一の連絡員が複数工事の連絡員を兼任できるほか、工事現場への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について、直接的かつ恒常的な雇用関係は求めない。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者でなければならない。
- キ 当該工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUSまたはCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。以下同じ。）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- ク 下記(ア)～(エ)を記載した人員配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。
 - (ア) 当該建設業者の名称及び所在地
 - (イ) 営業所技術者等の氏名、所属する営業所の名称
 - (ウ) 営業所技術者等の一日あたりの時間外労働の見込み及び労働時間実績
 - (エ) 建設工事にかかる下記 a～h の事項
 - a 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称
 - b 当該建設工事の内容（建設工事の種類）
 - c 当該建設工事の請負代金の額
 - d 営業所と工事現場間の移動時間
 - e 下請次数
 - f 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事または建築一式工事の場合に記載）
 - g 施工体制を把握するための情報通信技術
 - h 現場状況を把握するための情報通信機器
- ケ 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システム等、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるもの）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- コ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）で、以下ア～エすべてに該当する場合

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事可能な程度に工事現場と営業所

- が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡可能な体制にあること。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が離れている場合）の場合

- ①の要件すべてに該当すること。

6. 経營業務の管理責任者の取扱いについて

(1) 経營業務の管理責任者とは

その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言い、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経營業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼任することは可能ですが、兼任している場合は、技術者等との兼任はできません。

(2) 現場代理人及び技術者等との兼任について

現場代理人及び技術者等は、工事現場に常駐しなければならないため、経營業務の管理責任者との兼任はできません。ただし、下記①及び②の要件を満たした場合は、現場代理人または専任を要しない技術者等と兼任することができます。

- | |
|--|
| <p>① 当該事務所（営業所）において請負契約が締結された工事であること。</p> <p>② 工事現場と事業所（営業所）がともに新潟市内で、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。また、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できること。</p> |
|--|

7. 現場代理人と技術者等との兼任について

同一請負契約に限り、現場代理人と技術者等を兼任することができます。同一請負契約で兼任した者であっても、「1. 現場代理人について」、「2. 技術者等について」に基づき、他工事の現場代理人及び技術者等を兼任することができます。

ただし、現に経營業務管理責任者と営業所専任技術者を兼務している方は、現場代理人及び技術者等を兼任することはできません。（一人三役は不可）

8. 現場代理人及び技術者等の変更について

建設工事の適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどる技術者等の工事途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。技術者等の途中交代を行うことができる条件について発注者と合意がなされた場合に認められます。

一般的な交代の条件としては、技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、

受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で協議する必要があります。

なお、技術者等の交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での交代には該当しません。

現場代理人については、工期途中での交代について認めますが、みだりに交代し工事現場が混乱することの無いよう、最低限の交代にとどめてください。

9. その他

他工事の現場代理人及び専任を要する技術者等の兼任を行う場合には、兼任するすべての担当課に書面で兼任の報告をするとともに、監督職員の確認を受けて下さい。

また、工事实施に際し、工期延長、作業事故、苦情等が発生し、原因が施工体制の不備と市が判断した場合には、兼任配置の解除を命じることができるとし、受注者は別の技術者等を速やかに配置することとします。

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止や工事成績の減点を受ける場合があります。

本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定する「監理技術者制度運用マニュアル」等を参考にするなどし、適切に運用する。